

○総合評価落札方式の実施に伴う手続について
 (平成12年9月20日付け建設省厚契発32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)

改 正 案	現 行
<p>建設業者から性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する提案を募集し、民間の技術を積極的に活用することにより、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素を考慮することにより公共工事の質を高めるため、「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）による競争参加資格確認資料又は「公募型指名競争入札方式の手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第264号、建設省技調発第132号）による技術資料の提出に併せて、設計及び施工方法等に関する提案を募集し、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に係る手続を定めたので、下記事項に留意の上、実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 提案の提出 (1)・(2) (略) (3) 提案の提出方法 入札者は、技術提案を行う場合、その内容を明示した設計及び<u>施工計画等に関する書類</u>（以下「技術提案書」という。）を提出するものとする。なお、入札者は、VE提案が適正と認められない場合において標準案に基づいて施工する意思がある場合、標準案による施工計画を併せて提出することができるものとする。</p> <p>5 技術資料作成説明会の開催 <u>地方整備局長</u>は、必要があると認めるときは、技術資料作成説明会を実施することができるものとする。</p> <p>6 資料のヒアリング <u>地方整備局長</u>は、必要があると認めるときは資料のヒアリングを実施することができるものとする。</p>	<p>建設業者から性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する提案を募集し、民間の技術を積極的に活用することにより、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素を考慮することにより公共工事の質を高めるため、「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）による競争参加資格確認資料又は「公募型指名競争入札方式の手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第264号、建設省技調発第132号）による技術資料の提出に併せて、設計及び施工方法等に関する提案を募集し、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に係る手続を定めたので、下記事項に留意の上、実施されたい。<u>なお、本手続により総合評価落札方式を実施する場合には、事前に本省担当課と協議されたい。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 提案の提出 (1)・(2) (略) (3) 提案の提出方法 入札者は、技術提案を行う場合、その内容を明示した設計及び<u>施工計画書</u>（以下「技術提案書」という。）を提出するものとする。なお、入札者は、VE提案が適正と認められない場合において標準案に基づいて施工する意思がある場合、標準案による施工計画を併せて提出することができるものとする。</p> <p>5 技術資料作成説明会の開催 <u>地方建設局長</u>は、必要があると認めるときは、技術資料作成説明会を実施することができるものとする。</p> <p>6 資料のヒアリング <u>地方建設局長</u>は、必要があると認めるときは資料のヒアリングを実施することができるものとする。</p>

7～10 (略)

11 入札公告又は技術資料収集に係る揭示等に明示する事項

提案を募集する場合においては、入札公告又は技術資料収集に係る揭示及び入札説明書又は技術資料作成要領に次の事項を加える。

(1) 入札公告又は技術資料収集に係る揭示

①・② (略)

③ 技術提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知すること。(技術提案等の採否の通知をする場合)

④～⑦ (略)

(2) 入札説明書又は技術資料作成要領

①・② (略)

③ 技術提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知すること。その際、技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付すること。また、V E 提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認を行う場合、建設業者は、V E 提案が適正と認められなかった理由に対して、理由の説明要求及び苦情申立てを行うことができるものとする。 (技術提案等の採否の通知をする場合)

④～⑥ (略)

(別紙)

総合評価落札方式の手続 (一般競争入札方式の場合)

(略)

(別紙)

総合評価落札方式の手続 (公募型指名競争入札方式の場合)

(略)

7～10 (略)

11 入札公告又は技術資料収集に係る揭示等に明示する事項

提案を募集する場合においては、入札公告又は技術資料収集に係る揭示及び入札説明書又は技術資料作成要領に次の事項を加える。

(1) 入札公告又は技術資料収集に係る揭示

①・② (略)

③ 技術提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知すること。

④～⑦ (略)

(2) 入札説明書又は技術資料作成要領

①・② (略)

③ 技術提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知すること。その際、技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付すること。また、V E 提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認を行う場合、建設業者は、V E 提案が適正と認められなかった理由に対して、理由の説明要求及び苦情申立てを行うことができるものとする。

④～⑥ (略)

(別紙)

総合評価方式の手続 (一般競争入札方式の場合)

(略)

(別紙)

総合評価方式の手続 (公募型指名競争入札方式の場合)

(略)

○工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について
 (平成14年6月13日付け国地契第12号、国官技第58号、国営計第33号)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 性能等の評価方法に関する運用試行案 (1) 対象工事 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイド」という。)及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設業技調発第147号、建設省営計発第132号)に基づき行われる工事で、標準ガイド第1Ⅲ1(1)において設定する全ての評価項目が、必須以外の評価項目である工事とする。 (2)～(4) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. その他 (1) (略) (2) 地方整備局長が、標準ガイドに従い総合評価落札方式を実施する工事を選定した場合は、標準ガイド第1Ⅰ1の大臣が認める工事と見なすものとする。</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 性能等の評価方法に関する運用試行案 (1) 対象工事 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイド」という。)及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設業技調発第147号、建設省営計発第132号) <u>(以下「手続き通達」という。)</u>に基づき行われる工事で、標準ガイド第1Ⅲ1(1)において設定する全ての評価項目が、必須以外の評価項目である工事とする。 (2)～(4) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. その他 (1) (略) (2) 地方整備局長が、標準ガイドに従い総合評価落札方式を実施する工事を選定した場合は、標準ガイド第1Ⅰ1の大臣が認める工事と見なすものとする。<u>また、手続き通達において、総合評価落札方式を実施する場合、事前に本省担当課と協議することとしているが、地方整備局において特段の事情がある場合を除き、事務合理化の観点から事前協議を廃止する。</u></p>

○国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて
 (平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号)

改 正 案	現 行
<p>はじめに</p> <p>今般、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号。以下「法」という。)第8条第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が定められ、平成17年8月26日に閣議決定されたところである。</p> <p>本ガイドラインは、国土交通省直轄工事(港湾空港関係を除く。以下同じ。)について、法及び基本方針に基づき品質確保を図っていく上でのガイドラインを示したものである。</p> <p>各地方整備局においては、本ガイドラインを参照しつつ、法及び基本方針の趣旨にかんがみ、基本方針に定める事項が適切に措置できるよう努められたい。</p> <p><u>また、総合評価落札方式に関しては、本ガイドラインのほか、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」(平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号)の別添「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(以下「総合評価ガイドライン」という。)も併せて参照されたい。</u></p> <p>おって、本ガイドラインについては、必要な改訂を行う際に、「工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項」(基本方針第2の5)、「調査・設計の品質確保に関する事項」(基本方針第2の7)等に関する事項を追加する。</p> <p>なお、基本方針第2の9では、「各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。」とされているところであり、地方公共団体、他省庁等との、より一層緊密な協力体制の下、情報交換を行うなど連携を図り各種施策の実施を推進していくこととされたい。</p> <p>目 次</p>	<p>はじめに</p> <p>今般、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号。以下「法」という。)第8条第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が定められ、平成17年8月26日に閣議決定されたところである。</p> <p>本ガイドラインは、国土交通省直轄工事(港湾空港関係を除く。以下同じ。)について、法及び基本方針に基づき品質確保を図っていく上でのガイドラインを示したものである。</p> <p>各地方整備局においては、本ガイドラインを参照しつつ、法及び基本方針の趣旨にかんがみ、基本方針に定める事項が適切に措置できるよう努められたい。</p> <p><u>なお、本ガイドラインに記載している評価項目の設定例等については、あくまでも一般的な例として記載しているものであり、個々の工事における評価項目の設定等に当たっては、施工技術特性、地域特性等に応じて適切に行われたい。</u></p> <p>おって、本ガイドラインについては、<u>総合評価方式の実施手順についての検討を進め、必要な改訂を行うとともに、改訂の際に、「工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項」(基本方針第2の5)、「調査・設計の品質確保に関する事項」(基本方針第2の7)等に関する事項を追加する。さらに、「技術提案の改善」(法第13条)、「高度な技術提案等を含む技術提案等を求めた場合の予定価格」(法第14条)等については実際の実施状況を踏まえ、適宜改訂を図る予定であるので、申し添える。</u></p> <p>なお、基本方針第2の9では、「各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。」とされているところであり、地方公共団体、他省庁等との、より一層緊密な協力体制の下、情報交換を行うなど連携を図り各種施策の実施を推進していくこととされたい。</p> <p>目 次</p>

1	工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用	○
1-1	技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ	○
1-2	入札方式の選定	○
1-3	契約図書を作成	○
2	技術的能力の審査の実施	○
2-1	有資格業者名簿の作成に際しての資格審査	○
2-2	個別工事に際しての技術審査	○
3	企業・技術者の能力等及び技術提案の審査・評価の実施	○
4	中立かつ公正な審査・評価の確保	○
5	発注関係事務の環境整備（データベースの活用）	○
6	国土交通省による発注者の支援	○

- 1 工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用
- 1-1 技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ
公共工事における技術的能力の審査及び技術提案の審査・評価については、総合評価ガイドライン2-1-2図2-1を参照して行う。
- ① (略)
- ②個別工事に際しての技術審査
個別工事の発注に当たり、工事実績情報サービス（5において「CORINS」という。）や工事成績等のデータベースを活用し、当該工事に関する建設業者及び配置予定技術者の施工能力の確認を行うとともに

1	工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用	1
1-1	技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ	1
1-2	入札方式の選定	4
1-3	契約図書を作成	6
2	技術的能力の審査の実施	9
2-1	有資格業者名簿の作成に際しての資格審査	9
2-2	個別工事に際しての技術審査	11
3	技術提案の審査・評価の実施	13
3-1	技術提案の求め方	13
3-2	総合評価による落札者の決定	17
3-3	実施手順	19
3-4	技術提案の審査・評価	23
3-5	技術提案の改善	34
3-6	高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格	35
4	中立かつ公正な審査・評価の確保	36
4-1	学識経験者の意見聴取	36
4-2	入札及び契約の過程に関する苦情処理	36
4-3	評価結果等の公表	39
5	発注関係事務の環境整備（データベースの活用）	41
6	国土交通省による発注者の支援	42
参考	公共工事の品質確保における新たな取組	44

- 1 工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用
- 1-1 技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ
公共工事における技術的能力の審査及び技術提案の審査・評価については、今後、図1-1のように行われていくことが期待されている。
- ① (略)
- ②個別工事に際しての技術審査
個別工事の発注に当たり、工事実績情報サービス（5において「CORINS」という。）や工事成績等のデータベースを活用し、当該工事に関する建設業者及び配置予定技術者の施工能力の確認を行うとともに

、施工計画又は技術提案の適切性等について審査を行う。また、必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行う。

審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該業者の入札参加を認めない。

③総合評価落札方式における企業・技術者の能力等及び技術提案の審査・評価

総合評価落札方式は、

イ 工事価格にライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事

ロ 工事価格の差異に比して、工事目的物の性能・機能に相当程度の差異が生じると認められる工事

ハ 工事価格の差異に比して対策（環境の維持等）の達成度に相当程度の差異が生じると認められる工事

に適用されるものであるが、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価落札方式を適用する必要があると認められる工事を除き、すべての工事において総合評価落札方式を適用することを基本とし、企業・技術者の能力等及び技術提案の審査・評価を行う。総合評価落札方式の適用に当たっては、工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、技術提案評価型又は施工能力評価型のいずれかの方式を選択する。

なお、総合評価落札方式のタイプ選定については、総合評価ガイドライン2-1を参照して実施するものとする。

、簡易な施工計画の提出を求め、審査を行う。また、必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行う。

審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該業者の入札参加を認めない。

③総合評価方式における技術提案の審査・評価

総合評価方式は、

イ 工事価格にライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事

ロ 工事価格の差異に比して、工事目的物の性能・機能に相当程度の差異が生じると認められる工事

ハ 工事価格の差異に比して対策（環境の維持等）の達成度に相当程度の差異が生じると認められる工事

に適用されるものであるが、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要があると認められる工事を除き、すべての工事において総合評価方式を適用することを基本とし、技術提案の審査・評価を行う。総合評価方式の適用に当たっては、当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や予定価格（工事規模）に応じて、次に掲げるいずれかの方式を選択する。

〔高度技術提案型〕

高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、共用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

〔標準型〕

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事（評価項目に必須のものが含まれないものに限る。）について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

〔簡易型〕

技術的な工夫の余地が小さい工事で、評価項目に必須のものが含まれない工事について、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

④総合評価

前項③の企業・技術者の能力等及び技術提案の評価結果に基づき、価格との総合評価を行う。

⑤ (略)

(削除)

1-2 入札方式の選定

基本方針第2の1においては、入札及び契約の方法の選択を適切に実施しなければならないと定められている。

一般競争入札方式は、競争入札に付する工事の概要や競争参加資格等を公告し、入札参加のための条件を満たす者により競争を行う方式である。

一般競争入札方式のメリットは、①手続の客観性が高く、発注者の裁量の余地が小さいこと、②手続の透明性が高く、第三者による監視が容易であること、③入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く、競争性が高いこととされているが、無制限の一般競争方式による場合には、誰でもが競争に参加できるため、施工能力の乏しい者が落札し、公共工事の品質の低下や工期の遅れ等をもたらすおそれがある。このため、国土交通省直轄工事においては、建設業者の施工能力や技術力の審査を適切に行うこととしている。

このような観点を踏まえ、国土交通省においては、競争参加に必要な条件を詳細に設定するとともに、落札者の決定方式を原則として総合評価落札方式によることとした上で、従来の指名競争入札方式をより競争性の高い一般競争入札方式に変更することを基本としてその適用範囲を大幅に拡大するとともに、一般競争入札方式によることが困難な場合においても、有資格業者名簿登録時に企業から提出された希望を踏まえて企業を選定し、技術資料の提出を求めた上で、競争参加の条件を満たす者はすべて競争に参加可能とする「工事希望型競争入札方式」によることを原則とし、入札手続における競争性、透明性の大幅な向上を図ることとしている。

技術提案の審査に当たっては、提出された技術提案の内容について実現性や安全性等の観点から審査を行い、提案内容が不相当であると認められた者は入札参加を認めない。なお、簡易型においては、前項②の技術審査における簡易な施工計画に基づき評価を行うものとする。

また、あらかじめ設定した評価基準や得点配分に基づき、技術提案の内容に応じて点数付け（評価）を行う。

④総合評価

前項③の技術提案の評価結果に基づき、価格との総合評価を行う。

⑤ (略)

図1-1 工事における技術的能力・技術提案の評価・活用 (略)

1-2 入札方式の選定

基本方針第2の1においては、入札及び契約の方法の選択を適切に実施しなければならないと定められている。

一般競争入札方式は、競争入札に付する工事の概要や競争参加資格等を公告し、入札参加のための条件を満たす者により競争を行う方式である。

一般競争入札方式のメリットは、①手続の客観性が高く、発注者の裁量の余地が小さいこと、②手続の透明性が高く、第三者による監視が容易であること、③入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く、競争性が高いこととされているが、無制限の一般競争方式による場合には、誰でもが競争に参加できるため、施工能力の乏しい者が落札し、公共工事の品質の低下や工期の遅れ等をもたらすおそれがある。このため、国土交通省直轄工事においては、建設業者の施工能力や技術力の審査を適切に行うこととしている。

このような観点を踏まえ、国土交通省においては、競争参加に必要な条件を詳細に設定するとともに、落札者の決定方式を原則として総合評価方式によることとした上で、従来の指名競争入札方式をより競争性の高い一般競争入札方式に変更することを基本としてその適用範囲を大幅に拡大するとともに、一般競争入札方式によることが困難な場合においても、有資格業者名簿登録時に企業から提出された希望を踏まえて企業を選定し、技術資料の提出を求めた上で、競争参加の条件を満たす者はすべて競争に参加可能とする「工事希望型競争入札方式」によることを原則とし、入札手続における競争性、透明性の大幅な向上を図ることとしている。

なお、指名競争入札方式は、発注者が有資格業者名簿の中から発注工事の等級、技術的適性、地理的条件等の指名基準を満たしている者を選定（指名）した上で、選定された者により競争を行う方式である。

工事の規模や内容により、一般競争入札方式では不良不適格業者の排除の措置に限界がある場合には、①信頼できる建設業者の選定、②入札・契約に係る事務の簡素化、③良質な施工に対するインセンティブの付与等のメリットがあるとされている。上記の「工事希望型競争入札方式」もこの指名競争入札方式に該当するものであるが、その適用に当たっては、透明性、競争性の確保に十分留意する必要がある。

(削除)

(削除)

1-3 契約図書の作成

- (1)・(2) (略)
- (3) 履行確保措置等

総合評価落札方式で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、例えば、次に掲げるように、入札説明書又は技術提案の提出要請書において明らかにする。

[入札説明書における記載例] (略)

なお、指名競争入札方式は、発注者が有資格業者名簿の中から発注工事の等級、技術的適性、地理的条件等の指名基準を満たしている者を選定（指名）した上で、選定された者により競争を行う方式である。

工事の規模や内容により、一般競争入札方式では不良不適格業者の排除の措置に限界がある場合には、①信頼できる建設業者の選定、②入札・契約に係る事務の簡素化、③良質な施工に対するインセンティブの付与等のメリットがあるとされている。上記の「工事希望型競争入札方式」もこの指名競争入札方式に該当するものであるが、その適用に当たっては、透明性、競争性の確保に十分留意する必要がある。

[参考]

技術的な工夫の余地が大きい工事について、次に掲げる「二段階選抜方式」や「二封筒方式」が提案されている（「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」参考資料）。

「二段階選抜方式」は、簡易な技術提案で建設業者を絞り込んだ後に、改めて詳細な技術提案を求める方式であり、建設業者の技術提案の作成や発注者の審査・評価の負担の軽減を図ることができるというものである。

「二封筒方式」は、建設業者が技術提案と入札価格を別々の封筒に入れて提出し、発注者は技術提案の審査・評価を行い、一定の基準を満たす優秀な技術提案を提出した建設業者のみの入札価格を開封し、総合評価を行う方式である。これにより、技術力に優れた建設業者を優先的に選定することが可能となるというものである。

[二段階選抜方式のイメージ]

(略)

[二封筒方式のイメージ]

1-3 契約図書の作成

- (1)・(2) (略)
- (3) 履行確保措置等

総合評価方式で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、例えば、次に掲げるように、入札説明書又は技術提案の提出要請書において明らかにする。

[入札説明書における記載例] (略)

2 技術的能力の審査の実施

技術的能力の審査は、①有資格業者名簿の作成時及び②個別の工事に際して競争参加者選定の2つの段階で実施する（基本方針第2の2）。

2-1 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

定期に又は随時に、競争に参加しようとする者が競争に参加するために必要な資格を有するかどうかを審査し、有資格業者名簿を作成する。

国土交通省直轄工事の場合、資格審査に当たっては、経営事項評価（共通）点数に、工事成績による技術評価（特別）点数を加えて評価しており、21の工事種別ごとに（一定の工事種別については等級区分を付して）行っているところである。

国土交通省では、21の工事の種類（工事種別）ごと及び工事の規模に応じた等級ごとに有資格業者名簿を作成している（「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号。以下2-1において「選定要領」という。））。以下に、工事種別が一般土木及び建築の等級区分を示す。

（以下表、略）

なお、等級区分の数は工事種別や地方整備局ごとに異なるものがある。

今後、品質確保の観点から合理的に説明できる場合には、防災活動、品質管理・環境マネジメントシステム、技術者継続教育、障害者雇用の取組等の「建設業者の社会的責任に係る評価項目」についても審査項目とすることが考えられる。

国土交通省では、一般競争又は指名競争に参加することができる者の資格審査は、2年に1回定期の審査を行うほか、随時に行っている（選定要領第4の2）。

また、資格認定に伴う総合点数は、次のように算定される。

「総合点数＝①経営事項評価（共通）点数＋②技術評価（特別）点数」

①経営事項評価（共通）点数

経営事項審査のデータを活用して、「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号。以下「算定要領」という。）第3又は第3の2に基づき経営事項評価点数を算定する。

2 技術的能力の審査の実施

技術的能力の審査は、①有資格業者名簿の作成時及び②個別の工事に際して競争参加者選定の2つの段階で実施する（基本方針第2の2）。

2-1 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

定期に又は随時に、競争に参加しようとする者が競争に参加するために必要な資格を有するかどうかを審査し、有資格業者名簿を作成する。

国土交通省直轄工事の場合、資格審査に当たっては、経営事項評価（共通）点数に、工事成績による技術評価（特別）点数を加えて評価しており、21の工事種別ごとに（一定の工事種別については等級区分を付して）行っているところである。

国土交通省では、21の工事の種類（工事種別）ごと及び工事の規模に応じた等級ごとに有資格業者名簿を作成している（工事請負業者選定事務処理要領。以下2-1において「選定要領」という。）。以下に、工事種別が一般土木及び建築の等級区分を示す。

（以下表、略）

なお、等級区分の数は工事種別や地方整備局ごとに異なるものがある。

今後、品質確保の観点から合理的に説明できる場合には、防災活動、品質管理・環境マネジメントシステム、技術者継続教育、障害者雇用の取組等の「建設業者の社会的責任に係る評価項目」についても審査項目とすることが考えられる。

国土交通省では、一般競争又は指名競争に参加することができる者の資格審査は、2年に1回定期の審査を行うほか、随時に行っている（選定要領第4の2）。

また、資格認定に伴う総合点数は、次のように算定される。

「総合点数＝①経営事項評価（共通）点数＋②技術評価（特別）点数」

①経営事項評価（共通）点数

経営事項審査のデータを活用して、次の式に基づき経営事項評価点数を算定する。

$0.35 \times A + 0.20 \times B + 0.10 \times C + 0.20 \times D + 0.15 \times E$

(削除)

②技術評価（特別）点数

過去4年間の直轄の工事種別ごとの工事実績等から、算定要領第4に基づき技術評価（特別）点数を算定する。

(削除)

2-2 個別工事に際しての技術審査

(1) 基本的考え方

個別の工事に際し、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種工事の施工実績、施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該企業の競争参加資格を認めない（指名競争入札においては非指名とする）。

表2-1 個別工事に際しての技術的能力の審査項目の例（政府調達対象工事を除く）

技術審査項目		
(略)		
経営状況		
(略)	(略)	(略)
技術的適性	施工計画(※1)	(略)
	企業の施工能力	過去15年間の同種工事の施工実績(※2)
	配置予定技術者	同種工事の施工実績(※2)
(略)	(略)	(略)

※1 施工計画については、少なくともいずれか一つの項目を審査する。

※2 一定の工事成績評点に満たない実績は認めない。

(以下、表省略)

②技術評価（特別）点数

過去4年間の直轄の工事種別ごとの工事実績から、下記の計算式で算定する。

(以下、計算式省略)

2-2 個別工事に際しての技術審査

(1) 基本的考え方

個別の工事に際し、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該企業の競争参加資格を認めない（指名競争入札においては非指名とする）。

表2-1 個別工事に際しての技術的能力の審査項目の例（政府調達対象工事を除く）

技術審査項目		
(略)		
経営状況		
(略)	(略)	(略)
技術的適性	簡易な施工計画	(略)
	企業の施工能力	過去10年間の同種・類似工事の施工実績(※2)
	配置予定技術者	同種・類似工事の施工経験(※2)
(略)	(略)	(略)

※1 簡易な施工計画については、少なくともいずれか一つの項目を審査する。

※2 一定の工事成績評点に満たない実績は認めない。

(2) 配置予定技術者に対するヒアリング

技術的能力の審査を行うに当たり、必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを実施する。その場合、例えば以下の項目について確認する。ヒアリング結果については適宜、技術提案の評価段階においても活用することができる。

- ・配置予定技術者の経歴・資格
- ・同種工事の施工実績の有無
- ・同種工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意・工夫した点
- ・当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- ・当該工事に関する質問の有無 等

(3) 同種工事の施工実績等の要件の設定の考え方

過去の同種工事の施工実績等の要件を付す場合は、必要な程度を超えて厳しい条件を設定して競争参加者を限定することのないよう、個別の工事の特性（工事の目的、種別、規模・構造等の条件、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等）に応じ、技術的観点から真に必要な条件を具体的に設定するものとする。

3 企業・技術者の能力等及び技術提案の審査・評価の実施

基本方針第2の3に規定する技術提案の審査・評価の実施に関しては、総合評価ガイドライン2. から5. までを参照して実施するものとする。

(削除)

(2) 配置予定技術者に対するヒアリング

技術的能力の審査を行うに当たり、必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを実施する。その場合、例えば以下の項目について確認する。ヒアリング結果については適宜、技術提案の評価段階においても活用することができる。

- ・配置予定技術者の経歴・資格
- ・同種・類似工事の施工経験の有無
- ・同種・類似工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意・工夫した点
- ・当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- ・当該工事に関する質問の有無 等

(3) 同種・類似工事の経験等の要件の設定の考え方

過去の同種・類似工事の経験等の要件を付す場合は、必要な程度を超えて厳しい条件を設定して競争参加者を限定することのないよう、個別の工事の特性（工事の目的、種別、規模・構造等の条件、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等）に応じ、技術的観点から真に必要な条件を具体的に設定するものとする。

〔参考5〕に設定例を示す。

3 技術提案の審査・評価の実施

3-1 技術提案の求め方

(1) 技術提案を求める工事

特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての公共工事において総合評価方式を適用することを基本とし、技術的な工夫の余地が小さくない工事において技術提案を求めるのはもとより、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においても簡易な施工計画についての工夫を技術提案として扱い、当該技術提案に係る性能等を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行う。

(2) 技術提案の範囲（総合評価方式）

当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や予定価格（工事規模

）に応じて、総合評価方式について次のいずれかを選択し、競争に参加する者から技術提案を求め、技術力の審査・評価を行う。その際、あらかじめ設定した評価基準（実現性、安全性等）及び得点配分に基づき、技術提案の点数付け（評価）を行い、技術的能力に欠けると認められる者は入札参加を認めない。

〔高度技術提案型〕

高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、共用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

〔標準型〕

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事（評価項目に必須のものが含まれないものに限る。）について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

〔簡易型〕

技術的な工夫の余地が小さい工事で、評価項目に必須のものが含まれない工事について、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

（3）技術資料の提出要請に当たって明示すべき事項

高度技術型及び標準型総合評価において入札公告後速やかに交付する入札説明書に明示すべき事項の例、及び簡易型総合評価において技術資料の提出を要請するに当たり、明示すべき事項の例を以下に示す。また、〔参考1〕に高度技術提案型及び標準型における入札説明書例、〔参考2〕に簡易型総合評価における技術資料の提出要請書例を示す。

〔入札説明書例〕 （略）

〔技術資料の提出要請書例〕 （略）

3-2 総合評価による落札者の決定

簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれの総合評価方式においても、総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

評価値の算出方法としては、国土交通省においては除算方式を採用し

（削除）

(削除)

(削除)

(削除)

ている（「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成12年3月27日付け建設省会発第172号））。

また、工事目的物の性能等の評価点数（以下「技術評価点」という。）は工事の特性に応じて設定するものであるが、技術評価点を構成する標準点と加算点のバランスが適切に設定されない場合や価格に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合、品質が十分に評価されない結果となるおそれがある。今後、引き続き、国土技術政策総合研究所において総合評価方式の実施事例の収集、評価*を行い、必要に応じて標準的な配点割合を見直していくものとする（「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」3.（1））。

*例えば、技術提案に係る性能等の価値に対する配点割合の妥当性、評価項目の適切性等について評価を行う。

[除算方式] (略)

[参考：加算方式の例] (略)

3-3 実施手順

(1) 高度技術提案型

一般競争入札における標準的な手順は以下のとおりとする。

(フロー略)

(2) 標準型

一般競争入札（政府調達に関する協定に基づく場合を除く）における標準的な手順は以下のとおりとする。

(フロー略)

(3) 簡易型

一般競争入札及び工事希望型競争入札における標準的な手順は以下のとおりとする。

[一般競争入札]

(フロー略)

[工事希望型競争入札]

(フロー略)

3-4 技術提案の審査・評価

(1) 高度技術提案型及び標準型

高度技術提案型及び標準型においては、以下の項目について技術提案を求め、当該技術提案の実現性や安全性等について審査・評価を行う。

○施工計画

・技術提案に係る具体的な施工計画

○技術提案

・総合的なコストの縮減に関する技術提案

・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案

・社会的要請への対応に関する技術提案

その他企業の施工実績や配置予定技術者の能力について評価することも考えられる。

次に評価基準の設定例を示す。

高度技術提案型・標準型における評価項目・評価基準の設定例

(1) 施工計画について

(表略)

(2) 配置予定技術者の能力について（ヒアリングを実施する場合）

(以下、表略)

3) 技術提案について

(a) 総合的なコストの縮減に関する技術提案を求める場合

想定される工事条件

・供用中のエネルギー消費の節約が求められる機械設備工事

・施工に伴い減電補償を要するダム取水施設等の改築工事

・長寿命化が求められる橋梁、トンネル、建築物等の大規模構造物の建設工事 等

(表略)

(b) 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案を求める場合

想定される工事条件

- ・走行性、走行騒音の低減が求められる道路の舗装工事
- ・周辺の環境や街並みとの景観の調和が求められる高架橋、建築物等の建設工事
- ・コンクリート等の特別な品質管理・出来型管理が求められるトンネル、建築物等の大規模構造物の補修・補強工事 等

(表略)

(c) 社会的要請への対応に関する技術提案を求める場合

想定される工事条件

- ・鉄道営業線や病院等の重要施設や住宅との近接施工を伴う工事
- ・交通量の多い幹線道路等における通行規制を伴う工事
- ・自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要な工事 等

(表略)

(2) 簡易型

簡易型における評価は、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実に施工上の性能等が確保できるかどうかを確認するため、簡易な施工計画を評価することを基本とする。

なお、その他の項目を評価する場合は、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜評価項目及び得点配分の設定を行うものとする。ただし、得点配分については、施工計画を主として評価することとする。

簡易型における評価項目・評価基準の設定例 (略)

簡易型におけるその他の評価項目・評価基準の例 (略)

[参考-1：評価基準の設定例（工程管理重視）] (略)

[参考-2：評価基準の設定例（地域特性重視）] (略)

3-5 技術提案の改善

基本方針第2の3(3)では、「発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求める、又は改善を提案する機会を与えることができる」こととされている。このため、技術提案の改善ができる旨を入札説明書等に明記することとする。また、基本方針第2の3(3)では、「透明性の確保の

ため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表する」とされている。

さらに、基本方針第2の3（3）では、「同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにする」こととされていることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

〔入札説明書における記載例〕（略）

3-6 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

高度技術提案型の総合評価方式を適用する場合、競争に参加する者からの積極的な技術提案を引き出すことが品質確保を進める上で重要である。

特に、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、提案内容を履行するために必要な費用について、公共土木工事積算基準及び公共建築工事積算基準等では歩掛や単価等が把握できないことがあるため、必要に応じて単価表等の提出を提案者に求める、又は市場の実勢調査等を行う等、経済性について十分配慮し、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査する必要がある。

また予定価格を作成するに当たっては、各提案の部分的な内容の組合せにより予定価格を作成することなく、優れた提案の全体を採用できるように予定価格を作成することとする。この場合、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとするが、作成した予定価格については、発注者としての説明責任を有していることに留意する。

なお、競争に参加する者からの技術提案の審査の結果を踏まえ予定価格を作成する可能性がある場合には、その旨を入札説明書等にて明示し、すべての競争参加者に周知しなければならない。

〔入札説明書における記載例〕（削除）

〔参考：総合評価方式適用事例（高度技術提案型）における意見聴取事例〕（略）

基本方針第2の4に規定する中立かつ公正な審査・評価の確保に関しては、総合評価ガイドライン4-1、4-3及び4-4を参照して実施するものとする。

(削除)

4-1 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の適用により技術提案の審査・評価を行うに当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするとき、及び必要に応じて個々の個別工事において学識経験者の意見を聴取する。

[参考：地方公共団体における学識経験者の意見聴取] (略)

4-2 入札及び契約の過程に関する苦情処理

基本方針第2の4においては、「入札及び契約の過程に関する苦情処理については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合には、第三者機関の活用等により、中立・公正に処理する仕組みを整備するものとする」とされている。

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点を提供する。さらに評価の理由を求められた場合には、その理由を説明する。

国土交通省においては、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者として先ず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「入札監視委員会」（※）による審議を経て回答することとし公正に不服を処理することとしている。

※学識経験者等からなる第三者機関であり、次に掲げる事務を行う。

- ① 入札・契約手続の運用状況についての報告を受けること。
- ② 一般競争参加資格の設定の理由等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- ③ 入札・契約手続に係る再苦情処理を行うこと。

[苦情処理手続] (略)

〔苦情処理手続（政府調達に関する協定に基づく一般競争入札の場合）〕
（略）

4-3 評価結果等の公表

入札及び契約手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。なお、企業の施工能力等の事前に把握すべき情報については、発注者間の相互利用を図るため、データベースとして公表する。

また、総合評価における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、記録し契約後早期に公表する。

（1）手続開始時

総合評価方式の適用工事では、入札公告等において以下の事項を明記する。

- ① 総合評価方式の適用の旨
- ② 入札参加要件
- ③ 入札の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・評価項目ごとの評価基準
 - ・評価項目ごとの最低限の要求要件
 - ・得点配分
- ④ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

（2）指名通知後（指名競争入札の場合）

指名競争に付した工事においては、指名通知後速やかに、指名業者名及び指名の理由を公表する。ただし、事後公表の試行対象工事（「指名業者名の事後公表の推進について」（平成17年8月29日付け国地契第44号、国官技第102号、国営計第61号））においては、契約後速やかに公表する。

（略）

（3）落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 業者名
- ② 各業者の入札価格
- ③ 各業者の技術評価点

5 発注関係事務の環境整備（データベースの活用）

新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用する。

データベースとしては、一般財団法人日本建設情報総合センター及び一般財団法人建設業技術者センターが運営している発注者支援データベース・システム*等を活用し審査及び評価の効率化を図るものとする。

なお、工事成績評定の活用については、評定点合計のみではなく、必要に応じて施工管理や安全対策、品質等の項目別の評定点を活用できるように検討を行う。

*監理技術者及び主任技術者、建設業許可、経営事項審査、CORINSに関するデータベース

〔国土交通省におけるデータベースの活用〕（略）

6 （略）

（削除）

④ 各業者の評価値

＜総合評価方式の入札調書＞（略）

5 発注関係事務の環境整備（データベースの活用）

新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用する。

データベースとしては、財団法人日本建設情報総合センター及び財団法人建設業技術者センターが運営している発注者支援データベース・システム*等を活用し審査及び評価の効率化を図るものとする。

なお、工事成績評定の活用については、評定点合計のみではなく、必要に応じて施工管理や安全対策、品質等の項目別の評定点を活用できるように検討を行う。

*監理技術者及び主任技術者、建設業許可、経営事項審査、CORINSに関するデータベース

〔国土交通省におけるデータベースの活用〕（略）

6 （略）

参考 公共工事の品質確保における新たな取組

公共工事の品質確保に資する発注方式に関する取組の事例及び今後の検討事項として次に掲げる事項等が指摘されている。

（１）設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）

現在の公共事業においては、一般的に、設計については、発注者が自ら行うか、あるいは技術力のある設計者に委託して行われている。また、施工については、施工段階での競争性を確保する必要性等から、基本的には設計とは分離して発注されている。

しかし、施工技術の開発の著しい工事で、設計技術が施工技術と一体で開発されるなどにより、個々の業者が有する特別な設計と施工の技術を一体的に発注することにより、発注者、ひいては国民にとって有利な調達が期待できる場合もあると考えられ、設計と施工を同一の実施者によって実施するものであり、基本方針第2の3（1）においても高度な技術提案を求める場合の発注方式として示されている。

(2) コンストラクション・マネジメント技術活用 (CM) 方式

短期的に事業量が増加した場合や、自らの経験が少ない工種を発注する場合、定常的に技術者が不足している場合あるいは、分離・分割発注への要望に伴う工事間調整の増加がある場合等においては、体制整備が間に合わない等の課題を各発注機関は抱えている。

CM方式では、これまで発注者・受注者の双方が行ってきた様々なマネジメント業務 (設計検討、工程管理、発注計画、費用管理、施工監理、品質管理等) の一部を、別の主体に行わせる契約をすることにより、上記課題の対策とするとともに、公共工事の品質確保の有効な手段として試行を実施している。

(3) コンサルタント・ゼネラルコントラクター異業種共同企業体

今後、設計・施工一括発注方式やCM方式の増加が予想され、受注者に設計と施工の双方の技術力が要求される場面が想定される。

この場合、設計技術を持つコンサルタント、施工技術を持つコントラクターの共同企業体とすることにより、円滑に双方の技術力を活用することが可能となることから、これらの異業種JVについて制度上の課題等を検討し、早期の試行を図る。

参考資料編

[参考1] ～ [参考5] 削除

参考資料編

[参考1] ～ [参考5] (略)

○施工体制確認型総合評価落札方式の試行について
 (平成18年12月8日付け国地契第72号、国官技第243号、国営計第117号)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 対象工事 (1) 「総合評価落札方式の実施について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号)の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイド」という。)及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)に基づき行われる工事で、すべての評価項目が標準ガイド第1Ⅲ1(1)に定める必須以外の評価項目である工事のうち、地方整備局長及び事務所長(以下「地方整備局長等」という。)が特に適切な施工体制を確保する必要があると認める予定価格が1億円以上の工事において試行することとするほか、<u>技術提案評価型A型総合評価落札方式を適用する工事については、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の観点から、全て試行の対象とする。</u>なお、その他の工事であっても、地方整備局長等が必要と認める場合には試行できるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 評価項目 標準ガイド第2Ⅲ2の評価項目には、施工体制評価項目として品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を設定するほか、標準ガイド第2Ⅲ10及び「<u>国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて</u>」(平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号)の別添「<u>国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン</u>」2-7の例示を参考に、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 配点割合 標準ガイド第2Ⅲ2の得点配分は、標準的には、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 加算点は、10点から70点までの範囲内で工事の内容等に応じて適切に</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 対象工事 (1) 「総合評価落札方式の実施について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号)の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイド」という。)及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)に基づき行われる工事で、すべての評価項目が標準ガイド第1Ⅲ1(1)に定める必須以外の評価項目である工事のうち、地方整備局長及び事務所長(以下「地方整備局長等」という。)が特に適切な施工体制を確保する必要があると認める予定価格が1億円以上の工事において試行することとする。なお、その他の工事であっても、地方整備局長等が必要と認める場合には試行できるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 評価項目 標準ガイド第2Ⅲ2の評価項目には、施工体制評価項目として品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を設定するほか、標準ガイド第2Ⅲ10及び「<u>国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン</u>」(平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号)の別添第3章の例示を参考に、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 配点割合 標準ガイド第2Ⅲ2の得点配分は、標準的には、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 加算点は、10点から70点まで(「簡易型総合評価落札方式の実施に伴</p>

定めるものとする。

工事の内容等に応じて加算点に係る評価項目を複数設定しようとする場合は、各評価項目の内容等に応じて適切に重み付けを行い、上記の範囲内で各評価項目毎の加算点を定めるものとする。

5. 施工体制評価項目の審査・評価方法

(1)～(7) (略)

(8) 技術提案評価型A型総合評価落札方式を適用する工事のうち、技術提案に基づき予定価格を作成するものにおいては、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、理由の説明を求め、物価の変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とすることを基本とする。なお、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(9) 技術提案評価型A型総合評価落札方式を適用する工事のうち、技術提案に基づき予定価格を作成するものにおいては、予定価格に見積を採用された者以外の者については、その者の技術提案に要する費用が適切であるかを審査し、その者の提案を採用する場合の予定価格を作成の上、地方整備局長等が当該価格の妥当性を確認した場合は、(2)中「予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格」とあるのは「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合に、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づき算出される価格」と、(4)中「予定価格」とあるのは「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合の当該価格」と読み替えて、(1)から(4)まで及び(6)から(8)までを適用するものとする。

6. (略)

7. その他

(1) 施工体制評価点が低い者に対しては、加算点の付与を慎重に行うこととする。ただし、その影響範囲は「技術提案」による加算点とし、「企業の能力等（地域精通度・貢献度等を含む。）」、「技術者の能力等」による加算点には影響させないものとする。

(2)・(3) (略)

う手続について」（平成17年10月7日付け国地契第83号、国官技第137号、国営計第85号）に基づき手続を行う工事においては、同通知記4にかかわらず、10点から50点まで）の範囲内で工事の内容等に応じて適切に定めるものとする。

工事の内容等に応じて加算点に係る評価項目を複数設定しようとする場合は、各評価項目の内容等に応じて適切に重み付けを行い、上記の範囲内で各評価項目毎の加算点を定めるものとする。

5. 施工体制評価項目の審査・評価方法

(1)～(7) (略)

6. (略)

7. その他

(1) 施工体制評価点が低い者に対しては、加算点の付与を慎重に行うこととする。

(2)・(3) (略)

○低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について
 (平成18年12月8日付け国地契第76号、国官技第245号、国営計第123号)

改 正 案	現 行
<p>記</p> <p>1 特別重点調査の実施対象 (1) ～(3) (略)</p> <p><u>(4) 技術提案評価型A型総合評価落札方式を適用する工事のうち、技術提案に基づき予定価格を作成するものにおいて、予定価格に見積を採用された者以外の者については、その者の技術提案に要する費用が適切であるかを審査し、その者の提案を採用する場合の予定価格を作成の上、地方整備局長等が当該価格の妥当性を確認した場合は、(1)中「調査基準価格」とあるのは「入札者の申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出する」とした場合に、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づき算出される価格」と、「予定価格の積算内訳」とあるのは「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出する」とした場合の当該価格の積算内訳」と読み替えて、(1)に定める基準に該当するかどうかを判別する。</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>別添1～3 (略) 別記様式1～3 (略) 様式1～17 (略) 作成要領 (略)</p>	<p>記</p> <p>1 特別重点調査の実施対象 (1) ～(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>別添1～3 (略) 別記様式1～3 (略) 様式1～17 (略) 作成要領 (略)</p>

○総合評価落札方式における手続きの簡素化について
 (平成20年4月1日付け国地契第79号、国官技第338-3号、国営計第109-4号)

改 正 案	現 行
<p>総合評価落札方式における手続きの簡素化について</p> <p><u>総合評価落札方式における手続きの簡素化を図るため、下記の措置を講じることとするので、遺漏なきよう措置されたい。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 競争参加資格確認資料等の提出期限について 一般競争入札において、総合評価落札方式による場合の手続きの運用については、「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)の別紙で公告から申請書及び資料の提出期限までの標準的日数を、また、「一般競争入札方式の拡大に伴う手続きの運用について」(平成17年10月7日付け国地契第81号、国官技第136号、国営計第84号)の別紙1で公告から競争参加資格確認資料等の提出期限までの標準的日数を定めるとともに、「<u>国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて</u>」(平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号)の別添「<u>国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン</u>」2-2-3(1)においても公告から競争参加資格確認資料等の提出期限までの標準的日数を示しているところであるが、<u>技術提案評価型S型総合評価落札方式</u>により発注する工事のうち、技術提案を求める項目の数が少なく、か</p>	<p>総合評価落札方式における手続きの簡素化について</p> <p><u>総合評価落札方式に関しては、高度な技術提案を要する工事については「高度技術提案型総合評価落札方式の手続きについて」(平成18年4月18日付け国地契第6号、国官技第13号、国営計第12号)に基づく「高度技術提案型」、高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事(評価項目に必須のものが含まれないものに限る。)については「標準型」、技術的な工夫の余地が小さい工事で、評価項目に必須のものが含まれない工事については「簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」(平成17年10月7日付け国地契第83号、国官技第137号、国営計第85号)に基づく「簡易型」の各方式により行われているところである。</u></p> <p><u>総合評価落札方式の拡大に伴い、手続きの簡素化を図るため、下記の措置を講じることとするので、遺漏なきよう措置されたい。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 競争参加資格確認資料等の提出期限について 一般競争入札において、総合評価落札方式による場合の手続きの運用については、「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)の別紙で公告から申請書及び資料の提出期限までの標準的日数を、また、「一般競争入札方式の拡大に伴う手続きの運用について」(平成17年10月7日付け国地契第81号、国官技第136号、国営計第84号)の別紙1で公告から競争参加資格確認資料等の提出期限までの標準的日数を定めるとともに、「<u>国土交通省直轄工事における品質確保ガイドラインについて</u>」(平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号)の別添「<u>国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン</u>」3-3(2)においても公告から競争参加資格確認資料等の提出期限までの標準的日数を示しているところであるが、<u>標準型</u>により発注する工事のうち、技術提案を求める項目の数が少なく、かつ、その難易度が低いものについては、当該標準的日数を10日以上とし</p>

つ、その難易度が低いものについては、当該標準的日数を10日以上として差し支えないものとする。

2. (略)

て差し支えないものとする。

2. (略)

○地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行について
 (平成21年8月3日付け国地契第13-2号、国官技第86-4号、国営計第45-2号)

改 正 案	現 行
<p>公共工事の執行にあたっては、地域企業に対する適切な評価を推進することが、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、「平成21年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における入札・契約業務等の円滑な実施について」(平成21年6月23日付け国官総第93-2号、国官会第465-2号、国地契第13号、国官技第86-3号、国営計第45号)記2において、工事の一定の割合を分担する下請企業や資材会社(以下「下請企業等」という。)の地域への精通度や貢献度等についても適切に評価することができると通知したところであるが、その具体的な方法を下記のとおり定めたので、遺憾なきよう措置された。</p> <p><u>なお、本通達に定める総合評価落札方式については、当面の間、平成22年度以降も試行を継続するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象工事</p> <p>(1) 「総合評価落札方式の実施について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号)の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイド」という。)及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)に基づき行われる工事のうち、「<u>一般競争入札方式の実施について</u>」(平成6年6月21日付け建設省厚発第260号)の対象工事又は技術提案評価型A型総合評価落札方式を適用する工事を除いたものにおいて試行することとする。</p> <p>(2) 対象工事については、入札参加者だけではなく下請企業等の地域への精通・貢献度や地域での施工実績等も評価する「地元企業活用審査型総合評価落札方式」の試行対象工事である旨を、入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。</p> <p>2 評価項目及び評価基準</p> <p>標準ガイド第2Ⅲ2の評価項目については、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等に係る評価項目を少なくとも1つ以上設定するとともに、標準ガイド第2Ⅲ10及び「<u>国土交通省直轄工事における総合評価落札</u></p>	<p>公共工事の執行にあたっては、地域企業に対する適切な評価を推進することが、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、「平成21年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における入札・契約業務等の円滑な実施について」(平成21年6月23日付け国官総第93-2号、国官会第465-2号、国地契第13号、国官技第86-3号、国営計第45号)記2において、工事の一定の割合を分担する下請企業や資材会社(以下「下請企業等」という。)の地域への精通度や貢献度等についても適切に評価することができると通知したところであるが、その具体的な方法を下記のとおり定めたので、遺憾なきよう措置された。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象工事</p> <p>(1) 「総合評価落札方式の実施について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号)の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイド」という。)及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)に基づき行われる工事のうち、<u>高度技術提案型総合評価方式を適用する工事及び「総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について」</u>(平成21年4月23日付け国地契第7号、国官技第21号、国営計第21号)の対象工事を除いたものにおいて試行することとする。</p> <p>(2) 対象工事については、入札参加者だけではなく下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等も評価する「地元企業活用審査型総合評価落札方式」の試行対象工事である旨を、入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。</p> <p>2 評価項目及び評価基準</p> <p>標準ガイド第2Ⅲ2の評価項目については、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等に係る評価項目を少なくとも1つ以上設定するとともに、標準ガイド第2Ⅲ10及び「<u>国土交通省直轄工事における品質確保促進</u></p>

方式の運用ガイドラインについて（平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号）の別添「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」2-7の例示を参考に、工事における必要度・重要度に基づき、それぞれ適切に設定するものとする。

なお、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等に係る評価基準の設定にあたっては、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等を、入札参加者のそれよりも優位に評価しないよう留意すること。

また、下請企業等の評価については、企業の能力等における「地域精通度・貢献度等」の中で評価することとするが、元請企業の評価とのバランスに留意することとする。

3 （略）

ガイドラインについて（平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号）の別添中3-4の例示を参考に、工事における必要度・重要度に基づき、それぞれ適切に設定するものとする。

なお、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等に係る評価基準の設定にあたっては、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等を、入札参加者のそれよりも優位に評価しないよう留意すること。

3 （略）

○総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について
 (平成22年4月9日付け国地契第2号、国官技第9号、国営計第5号)

改 正 案	現 行
<p>記</p> <p>1 対象工事 「総合評価落札方式の実施について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号)の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイド」という。)及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)に基づき行われる工事のうち、<u>技術提案評価型S型総合評価落札方式を適用する工事</u>において実施することとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>記</p> <p>1 対象工事 「総合評価落札方式の実施について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号)の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイド」という。)及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)に基づき行われる工事のうち、<u>高度技術提案型総合評価方式を適用する工事を除いたもの</u>において実施することとする。</p> <p>2・3 (略)</p>